



第15回会合における構成員等からの主なご意見

2022年8月25日
事務局

1 構成員からのご意見

- 通知又は容易に知り得る状態が必要／ただし同意やオプトアウト措置があれば別、という規律。今事業者が取り組んでいるオプトアウト措置が法定のオプトアウト措置として不合格になっても、通知又は知り得る状態の方で合格となるはず。したがって事業者の不利にはならないから、どういう場合が適切なオプトアウト措置、どのような内容の同意であれば適切かについて議論をすべき。
【森構成員】
- 資料2の4ページの規律対象（電気通信役務の「内容」）は、サービスごとにとらえるべき。例えば、オンライン会議システムなどは入るのか等など、柔軟に検討いただきたい。【佐藤構成員】
- 資料2の4ページについて、電気通信役務の内容で切ろうとしているが、右の「各種情報のオンライン提供」の範囲が問題。ガイドブックをみると自社サイトは含まれないと紹介されているが、分けられるのか。普通のウェブサイトはいろいろなものを表示している。【板倉構成員】
- 資料2の4ページについて、事業者ごとにならざるを得ないと思うが、利用者側からはわからない。むしろ、サービス内容別に分けて検討してほしい。【古谷構成員】
- 資料2の5ページの規律対象は、事業法なので電気通信役務の定義に関連してしまうが、そうでないものもたくさんあり、抜け道ができてしまう懸念。例えば、利用者情報を自社内の分析に使ったり、無償で第三者に提供することは対象外になる。個人情報保護法と合わせて対策が必要。【寺田構成員】
- ウェブページのPVやダウンロード数は技術的にいかようにもなり、簡単に下げることできる。この基準が適切であるかは検討の余地がある。【佐藤構成員】
- アクセス数、PV数、ダウンロード数での規律は根拠が妥当でない。コンセンサスはなく、今後ヒアリングで利用者サイドの意見を丁寧に聞く必要あり。【寺田構成員】



1 構成員からのご意見（つづき）

- 資料2の5ページについて、ダウンロード数などは客観的に計測不能。計測しようとするGoogle アナリティクスを入れる必要が出てきて外部送信が必要になってしまう。これを基準にするのは無理ではないか。【板倉構成員】
- 資料2の5ページについて、閲覧数などで分けるのは反対。閲覧数の多少でユーザーの利益・不利益が異なるわけではない。
【古谷構成員】
- 論点1の義務の範囲について、アクセス数が少ないからといって影響が少ないということにはならないし、佐藤構成員もように技術的にいかようにもなる。規律対象はできるだけ広くとるべきである。「少ないものを定めて除く」のであれば「定めない」という法形式もあるが、今回の法形式としてどう定めるかは難しいところ。【森構成員】
- 広い事業者が入れても、事業者の規模によっては規律を満たすのは難しい場合もある。網をかける議論だけでなくどう運用していくかの議論が必要ではないか。個人情報法の際はプライバシーマークが入ったのも参考になる。【小林構成員】
- 本来は全ての事業者を対象にすべき。他人の情報を勝手に使うのは失礼であり、きちんと断った上で利用しようというのが原則。電気通信事業が大事だから、という説明の仕方には違和感。個人情報保護法のように横串（業種横断）的な考え方が馴染む。数値で切るというのは影響を受ける人の数の問題であって、個々の利用者から見れば、自分への影響という意味では同じ。むしろ小規模の事業者の方が心配。多くの利用者を抱えながらきちんとやっていない事業者がいた場合は電気通信事業全体への信頼が揺らぐので行政が介入する、と理解したが、そうであれば業法的なアプローチが馴染むかもしれない。ただし規制対象外であっても規律が不要ということではない。【沢田構成員】
- 小さな事業者であっても「ウェブサイトにはタグを置く。でも通知公表はしない」というのはないと思う。規律を及ぼすべき。【森構成員】
- 規律の内容に、ダークパターンに関するものを加えてはどうか。利用者を誘導したり、誤認させたりすることを禁止すべき。
【寺田構成員】
- 送信したものを何に使うのか、責任を持って分かりやすく説明をしてほしい。【佐藤構成員】



1 構成員からのご意見（つづき）

- 資料2の6ページについて、1として共通の要件、2で個別の要件と検討しているが、分類がわかりにくい。表示に関するものか、通知に関するものなのかで分けた上で検討すべきではないか。その上で表示について専門用語を避けることは当たり前だが、事業者が専門用語ではないと思っても、利用者はそう思う場合もあり、色々な工夫が必要ではないか。表示の形式がわかりやすいように見えても、利用者にそう伝わらないことがある。実質的な意味が通じるように表示することが重要。今でもできるだけ容易にたどり着くよう工夫はされているが、そうはいつてもたどり着けない場合もあり、トップページにバナーでまとめて表示させるなどの具体的な方法を知らせるべきではないか。表示について専門用語を避けるとあるが、使わざるをえない場合にはポインターで解説を表示するなど工夫してはどうか。
【古谷構成員】
- 省令で具体的な内容を定める前にいろいろな実例を評価する機会を持つてはどうか。例えば、FTCがよくやっているように、ワークショップを開催して、様々な事例を取り上げて皆で指摘する機会を持ち、省令案文と付き合わせるなど。【沢田構成員】
- 資料2の8ページについて、接続先、送信先となる電気通信設備をどう書くのか。団体で書くのか、AWS等サーバが置かれた場所まで書くのか。全部書いた方がいいとは思いますが、海外から広告のモジュールだけを提供している場合などどうするのか。個人情報保護法第28条において、外国第三者提供の際に本人同意が必要とされていたり、同第32条においても保有個人データの安全管理措置において外的環境の把握が求められているが、事業者は大変そうだが。【板倉構成員】
- 今でもCookieを並べて書くサイトがあるが、1 / 3程度はわかるが、後はBtoB事業者のため利用者からするとわからない。単に並べても意味がないとも言えるが、それでOKという線でいくのか、大きなところ議論すべき。【板倉構成員】
- 資料2の8ページについて、形式的な内容だけ伝えるのではなく、通秘やプライバシーに関わる重要な情報であることも合わせて伝えるべき。【古谷構成員】
- オプトアウト措置も形式的になりやすいため、オプトアウトした結果、自分のサービスがどうなるのか等も明示してほしい。佐藤構成員もいうように、事業者が本当にそのとおりに措置を実施したのかを確認できない場合がある。確認できないとしても、少なくとも事業者には説明責任を課すということにして、HP上などで利用者に対して報告させるべき。【古谷構成員】



1 構成員からのご意見（つづき）

- First Party Cookieは別に定められているため、実際はこれに加えて対象となるものほとんどないのではないか。【板倉構成員】
- 必須な情報だから義務付け不要ということではない。例えば、セキュリティ上必要であって、他の目的で使われないことといった目的によるしぼりが必要。【森構成員】
- 今は堅い例があがっているが、著作権上の権利処理のために必要な情報など、他にも正当な理由になり得る例があると考えられる。事業者ヒアリングなどで例を集めて欲しい。【小林構成員】
- 情報の種類ではなく、外部送信する目的が重要なのではないか。措置が不要なものをリストアップするのは大変。明らかに措置が必要な場合を上げて「それ以外は不要（ただし通知・公表を推奨）」とすることはできないか。現状、利用者が最も気にするのは広告とプロファイリングに使われるケースと考える。【沢田構成員】



2 オブザーバーからのご意見

- 利用者情報の適正利用を普及・促進するため、「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」、「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」、プライバシーマーク制度における「スマホ等の利用者情報の取扱い」などの取組を継続している。情報収集モジュールを組み込んでいる場合は、プライバシーポリシーへのリンクを掲載することとしている。
【MCF 岸原オブザーバー】
- 法的安定性と柔軟性を両立するため、インセンティブとエンフォースメントが連携して機能するバランスの取れた共同規制が必要。
【MCF 岸原オブザーバー】
- 変化の激しい、予測不可能な時代においては、普遍化、原則主義の法制度が望まれる。【MCF 岸原オブザーバー】
- 利用者情報の外部送信に関する規律は、現行法の「通信の秘密」で守り切れない部分を守るために、必要な規律。利用者保護の規律は各国で導入されており、イノベーションとの両立を図っている段階。【JAIPA 野口オブザーバー】
- 「同意を取得」は情報の外部送信に関する「オプトイン」とし、同意しなくてもサービスの利用ができるという位置づけとすべき。Noと言えるものとすべき。「情報の外部送信」が必要条件である場合は、「同意を取得」や「オプトアウト」と異なる「同意確認」といった別の類型であることを示すべき。通知又は利用者に容易に知りうる状態に置くべきとされる事項は、いずれに場合でも同様に利用者に提供されるべき。【主婦連合会 河村会長】
- 通信の秘密保持は事業者の規模にかかわらず守る規律。利用者情報の外部送信に関する規律について、規模要件は必要か。
【JAIPA 野口オブザーバー】
- 利用状況により措置の対象を絞る必要はなく等しく規律に従うべきではないか。【主婦連合会 河村会長】
- 事務局資料2にある電気通信役務、利用者の範囲の全てを対象とすることで良いのではないか。【主婦連合会 河村会長】
- 「何を」「どこに」送るか、どうやって使うか容易に知りうること、サイトやアプリが日本語対応であるならば周知も日本語で行うことが必要。利用者が実質的に読んで理解できる内容を促し、不意打ち的内容にいつの間にか「同意」とならないようにすべき
【JAIPA 野口オブザーバー】



2 オブザーバーからのご意見（つづき）

- 論点 2 ①、②、③に事務局資料 2 で（例）としてあげられているものすべてを要件とすべき。これに加えて色（背景及び文字）についての要件を定めるべき。論点 3 ①、②、③に事務局資料 2 で（例）としてあげられているものすべてを要件とすべき。
【主婦連合会 平野オブザーバー】
- SNSや検索などは日常生活に不可欠であり、オプトアウトしてもサービス自体が従来と原則同様に使い続けられることが必要。
【JAIPA 野口オブザーバー】
- オプトアウト措置は、「情報の外部送信」だけをオプトアウトし、サービス利用ができる類型とすべき。【主婦連合会 河村会長】
- 論点 4 ①、②、③に事務局資料 2 で（例）としてあげられているもの全てを要件とすべき。オプトアウトする情報項目を選択できることが望ましい。【主婦連合会 平野オブザーバー】
- 論点 5 ①、②に（例）としてあげられているすべての情報を含めるべき。【主婦連合会 平野オブザーバー】